

大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務

提案説明書

令和7年（2025年）12月
札幌市スポーツ局施設整備担当部

1 業務名

大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務

2 趣旨

本説明書は、「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務」（以下、「本業務」という。）の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の背景・目的

大倉山ジャンプ競技場（ラージヒル）と宮の森ジャンプ競技場（ノーマルヒル）の両競技場は、これまで様々な国際大会が開催され、また、国が指定するナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点（NTC）として選手の強化や育成の拠点にもなっている。

さらには、札幌オリンピックミュージアムが併設されるなど市内有数の観光施設にもなっている。

そうしたなか、ジャンプ台の形状が現行の国際競技規則に適合しておらず、今後、継続して国際大会を誘致できない可能性がある。

本市では、ウィンタースポーツ都市札幌を象徴する両競技場が、今後もその機能や価値を維持・向上していくことを目指し、令和7年1月に「大倉山ジャンプ競技場等に係る改修の考え方」を公表するとともに、同年6月に「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修基本設計等業務」（以下、「基本設計」という。）に着手し、設計条件の整理や技術的な検討を行っている。

本業務では、国際スキー・スノーボード連盟（以下、「FIS」という。）の公認を受けるために実施するラージヒル改修工事に向けて、基本設計の成果を基に数量の算出等、より詳細な設計を行うことを目的とする。

なお、本業務は技術提案・交渉方式の適用業務であり、本業務の受託者（以下、「設計者」という。）は本市が別途契約する技術協力業務の受託者である優先交渉権者（以下、「優先交渉権者」という。）の技術提案に対して、内容の確認及び評価を行い、発注者の指示に基づき設計に反映するものである。

4 業務の内容

別紙1「委託業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

5 企画提案を求める項目

別紙1「委託業務仕様書」および別紙2「評価項目及び評価基準表」を参照のうえ、業務を遂行するための下記の項目について、企画提案書等を作成すること。

< 1. 業務実施体制 >

- (1) 企業の類似業務実績
- (2) 配置技術者
- (3) 業務スケジュールの創意工夫
- (4) 複数工種を統合した管理体制

< 2. 業務実施方針 >

- (5) 基本設計を踏まえた実施方針の策定

< 3. 提案内容 >

- (6) 設計者が主体となる三者協議の推進
- (7) 技術提案の設計への反映
- (8) 工事費用の確認
- (9) 対外調整の工夫
- (10) その他独自提案

6 予算規模

上限額149,080千円（消費税等相当額を含む）

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

7 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

8 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の要件すべてに該当する者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 消費税及び地方消費税などの納税義務を果たしていること。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員であ

る場合を除く。)。なお、資本関係の具体例については、本市の入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。

ア 資本関係

(ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。))と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。))の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

(ア)一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。))の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。))が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。))である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。))の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。))を現に兼ねている場合。

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7)単体企業及び特定共同企業体どちらの参加も認めるが、以下に定める条件を満たすこと。

ア 単体企業

(ア)参加者は令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、以下の全ての登録がされていること。

・業種が「建設関連サービス業」の「土木設計・監理業」等級「A」で登録されていること。

・業種が「建設関連サービス業」の「建築設計・監理業」等級「A」で登録されていること。

・業種が「建設関連サービス業」の「設備設計・監理業」で登録されている

こと。

(イ)特定共同企業体として本入札に参加している代表者及び構成員ではないこと。

イ 特定共同企業体（甲型共同企業体）

(ア)代表者が令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、以下の全ての登録がされていること。

- ・業種が「建設関連サービス業」の「土木設計・監理業」等級「A」で登録されていること。
- ・業種が「建設関連サービス業」の「建築設計・監理業」等級「A」で登録されていること。
- ・業種が「建設関連サービス業」の「設備設計・監理業」で登録されていること。

(イ)代表者以外の構成員は令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、以下に定める登録のうち少なくともどちらか一方を満たしていること。

- ・業種が「建設関連サービス業」の「建築設計・監理業」等級「A」で登録されていること。
- ・業種が「建設関連サービス業」の「設備設計・監理業」で登録されていること。

(ウ)構成員の数は、2社又は3社とすること。

(エ)代表者を含むすべての構成員が、本設計を構成する一部の工種等を含む設計について元請として実績があり、かつ本設計と同種の設計を経験したことがあること。

(エ)代表者は構成員によって決定された者とする。

(オ)各構成員の出資割合は、構成員数により以下に定める割合以上でなければならない。なお、代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。

- ・構成員が2社の場合 30%以上
- ・構成員が3社の場合 20%以上

(カ)単体企業及び他の共同企業体の構成員として本入札に参加していないこと。

9 配置技術者の要件

以下の工種毎に、それぞれの資格保有者を配置すること。（再委託による配置技術者の確保は不可）以下(1)土木の配置技術者を統括責任者とする。なお、統括責任者は、札幌市がやむを得ない理由があると認めた場合を除き、業務期間内に変更することは出来ない。照査技術者については、別紙1「委託業務仕様書」に記載のとおり。

- (1) 土木・・・以下ア、イのいずれかの資格保有者
 - ア 技術士（建設部門または総合技術管理部門-建設）
 - イ R C C M（(ア)に準ずる専門技術部門）
- (2) 建築・・・一級建築士
- (3) 設備・・・設備設計一級建築士又は建築設備士

10 協力会社への再委託について

企画提案書の「業務実施体制」等にあらかじめ、想定する協力会社を含めて提案することは妨げないが、このことを以て、他の企画提案者が着手後に当該協力会社へ再委託することを制限するものではない。

11 参加手続きに関する事項

(1) プロポーザルの日程（予定）

日程は下記の通り想定しているが、特別な事情の変化等が生じた場合は、日程や審査方法等を再検討する。

・企画提案の公募開始	令和7年12月23日（火）
・質問書の提出期限	令和8年1月15日（木）※
・参加意向申出書及び企画提案書の提出期限	令和8年1月23日（金）※
・一次審査（書類審査）	令和8年1月27日（火）頃
・最終審査（ヒアリング）	令和8年2月3日（火）頃

※提出期限については**正午**必着とする。

(2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

「17問合せ先（事務局）」のHPアドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

(3) 質問書の提出について

質問は提出期限までに質問書（様式1）を事務局へ持参すること。なお、郵送、FAX及び電子メールによる提出（提出期限までに必着）も可能とするが、その場合は、提出した旨を電話により事務局へ連絡すること。（口頭による質問は受け付けない。）

電子メールによる提出の場合、件名は「（企業名）大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務 質問書」とすること。

質問に対する回答は、文書により質問書の提出者に随時回答の上、HP上に掲載する。

(4) 参加意向申出書及び企画提案書の提出について

ア 参加意向申出書

提出期限までに参加意向申出書（様式2）を事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

イ 企画提案書

提出期限までに別紙3「企画提案書等の作成について」に基づき作成し、事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

(5) 資産関係・人的関係等に関する調書の提出について

参加意向申出書の提出に併せて資産関係・人的関係等に関する調書（様式3）を事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

(6) 特定共同企業体協定書の提出について

特定共同企業体を結成し参加する場合は、参加意向申請書の提出に併せて特定共同企業体協定書（様式4）を事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

12 企画提案の審査

企画提案は、札幌市スポーツ局に設置される「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）の審査において、最も優れた企画提案者（以下、「入選者」という。）を選定する。

なお、評価の方法は、別紙2「評価項目及び評価基準表」により総合的に評価する。

(1) 実施委員会の構成（7名）

委員：高野 伸栄（北海道大学大学院工学研究院教授）

委員：木村 颯一郎（建設局土木部長）
委員長：奥原 裕幸（建設局土木部道路工事担当部長）
委員：金谷 泰亨（スポーツ局スポーツ部長）
委員：荒木 敏光（スポーツ局スポーツ部施設整備担当部長）
委員：都築 一雪（都市局建築部長）
委員：齋藤 健（都市局建築部設備担当部長）

(2) 一次審査

- ・提出書類による書類審査を行う。
- ・一次審査通過の企画提案は3件程度とする。
- ・一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者各々に文書で通知する。
- ・応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略し、提出者全員に別途連絡する。

(3) 最終審査（ヒアリング）

- ・一次審査を通過した企画提案者に対し、最終審査（ヒアリング）を実施する。なお、一次審査の審査結果は最終審査へ引き継がない。
- ・提案者の出席者は総括責任者を含む最大5名までとする。
- ・ヒアリングは1社（者）30分（説明15分、質疑15分）を想定し、順次個別に行う。
- ・説明については、企画提案書に基づいて行うこととし、資料の追加配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。
- ・最低基準点は、実施委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割とし、これを超えたもののうち最も点数の高い企画提案者を入選者とする。
- ・採点が同点の場合は、評価項目における「3. 提案内容」の評価が高いものを入選者として選定する。
- ・なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば入選者として選定する。
- ・ヒアリングの場所、日時等の詳細については、対象者へ別途通知する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

- ・本業務の委託は、原則として入選者に対して行うこととし、その手続きについては、札幌市契約規則による。ただし、入選者が、「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。
- ・入選者と契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- ・企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案の内容を以てそのまま契約するとは限らない。

(4) 選定結果の通知方法

選定の結果は、最終審査を行った企画提案者各々に対して文書により通知する。

13 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員又は市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

- (3)本企画提案の手續期間中に参加停止措置を受けた者
- (4)提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者。
- (5)審査の公平性を害する行為を行った者
- (6)その他、本説明書等に定める手續、方法等を遵守しない者

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1)企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2)実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編、書類の複製を含む）することを許諾するものとする。この場合、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3)提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4)企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

16 その他留意事項

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用については提案者の負担とする。
- (2)提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3)札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (4)提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

17 問合せ先（事務局）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階

札幌市スポーツ局施設整備担当部施設整備担当課

TEL：011-211-3077 FAX：011-211-3048

HPアドレス<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2025/proposal3.html>

メールアドレス：sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp

18 参考資料

○大倉山ジャンプ競技場等に係る改修の考え方（札幌市HP）

<https://www.city.sapporo.jp/sports/sisetsu/ookura.html>

○環境影響評価検討書（札幌市HP）

<https://www.city.sapporo.jp/sports/sisetsu/ookura.html>

○大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修基本設計等業務の技術資料（守秘義務対象資料）

企画提案に当たり守秘義務対象資料の貸与を希望する場合は、申込書（様式5-1）および誓約書（様式5-2）に必要事項を記入の上、事務局へ持参又は電子メールにより提出すること。申込期限は質問書の提出期限と同様とする。また、貸与方法は、事務局より別途連絡する。